

札幌市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱

令和5年12月28日
保健福祉局長決裁

(目的)

第1条 この事業は札幌市（以下「本市」という。）が病院又は診療所（以下「医療機関」という。）を認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）として指定し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者や地域住民に対する研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は本市とし、本市が指定した医療機関で事業を行うものとする。

(指定するセンターの類型)

第3条 本市は、「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（平成26年7月9日付け老発0709第3号厚生労働省老健局長通知）別添2 3. 設置基準に掲げる類型のうち、本市市域を所管する「地域型」のセンターを指定する。

(センターの指定)

第4条 センターとしての指定を受けようとする医療機関は、「札幌市認知症疾患医療センター指定申請書」（様式1）を札幌市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合はセンターとして指定するとともに「札幌市認知症疾患医療センター指定通知書」（様式2）によりこれを通知し、不適当と認めるときは「札幌市認知症疾患医療センター指定（却下）通知書」（様式3）によりこれを通知するものとする。

(指定期間)

第5条 指定期間は、原則として指定日から3年とし、当該満了日が年度の途中になる場合は、当該年度の末日を指定期間の満了日とする。

(指定の更新)

第6条 センターを運営する医療機関は、指定期間満了後、継続して指定を受けようとするときは、指定期間が満了する年度の12月末日までに、「札幌市認知症疾患医療センター指定更新申請書」(様式4)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、センターの運営実績やその評価を踏まえ、審査し、適当と認められる場合は前条に定める期間の範囲内で指定期間を更新するとともに、「札幌市認知症疾患医療センター指定更新通知書」(様式5)によりこれを通知し、不適当と認めるときは、「札幌市認知症疾患医療センター指定更新(却下)通知書」(様式6)によりこれを通知するものとする。この場合における更新後の指定期間の始期は、更新前の指定期間の満了日の翌日からとする。

(変更の届出)

第7条 センターの指定を受けた医療機関は、第4条の申請事項に変更が生じた場合は、速やかに「札幌市認知症疾患医療センター指定申請事項変更届」(様式7)を市長に提出しなければならない。

(指定の辞退)

第8条 センターの指定を受けた医療機関は、指定を辞退しようとするときは、「札幌市認知症疾患医療センター指定辞退届」(様式8)により、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、原則として指定を辞退する日の3か月前までに行わなければならない。

(指定の取消し)

第9条 市長は、センターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの指定を取り消し、「札幌市認知症疾患医療センター指定取消通知書」(様式9)により通知するものとする。

- (1) 次条に定める指定基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第11条に定める事業内容を実施しないとき。
- (3) 前条の規定による届出があったとき。

(指定基準)

第10条 センターは、平日、週5日の稼働を原則とし、次に掲げる要件を全て備えるものとする。

(1) 専門医療機関としての要件

ア 認知症医療に係る専門医療相談を実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置するとともに、専門医療相談窓口、専門電話等必要な設備を整備し、その体制が確保されていること。

イ 人員配置について、次の(ア)から(ウ)までの全てを満たしていること。

(ア) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専任の専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については、第4条第1項の規定による指定申請時に提出する様式1に明記すること。）を有する医師が1人以上配置されていること。

(イ) 公認心理師又は臨床心理士等、専任の臨床心理技術者が1人以上配置されていること。

(ウ) 医療相談室に精神保健福祉士又は保健師等が2人以上配置されていること。

なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、地域包括支援センター等との連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整、診断後の相談支援など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち、1人は常勤専従で地域包括支援センター等との連携調整及び医療相談室の業務を担当することとし、他の1人以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センター等との連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

ウ 検査体制について、次の条件を満たしていること。

(ア) 鑑別診断に係る検査体制については、センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査及び神経心理検査が実施できる体制を確保すること。

(イ) 神経画像検査を実施する体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。なお、コンピュータ断層撮影装置（CT）については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療体制を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置（CT）を有しているものとみなすことができる。

(ウ) 脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

エ 認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床及び一般病床を有していること。なお、急性期入院治療については、次の(ア)から(エ)までの全ての指定・届出がされていること。

(ア) がん診療連携拠点病院、もしくは北海道がん診療連携指定病院のいずれか

(イ) 脳卒中の急性期医療を担う医療機関

(ウ) 急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関

(エ) 二次救急医療機関

(2) 地域連携推進機関としての要件

ア 地域の連携体制強化のため、札幌市医師会等の保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者、地域包括支援センター等から組織された認知症疾患医療センター地域連携会議を組織し、地域の認知症に関する支援体制づくりに関する検討等を行うこと。

なお、認知症疾患医療センター地域連携会議については、本市における同様の機能を有する会議等の活用をもって、同会議の設置及び運営に代えることができる。

イ 地域に向けた認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行うこと。

ウ 本市が実施する認知症サポート医養成研修や、かかりつけ医等に対する研修の実施状況を踏まえ、認知症医療従事者に対する研修を実施し、若しくは地域包括支援センターの職員等の関係機関、認知症の人の家族や地域住民等を対象とする研修を実施し、又は他の実施主体が実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

(3) 認知症疾患修飾薬を扱う医療機関としての要件

アルツハイマー病の原因物質に直接働きかける認知症疾患修飾薬（以下「認知症疾患修飾薬という。」）の投与に当たって、認知症疾患修飾薬に係る「最適使用推進ガイドライン」に基づいて、次に掲げる要件を満たす医療機関であること。

ア 投与対象となる患者の適否を判断できること。

イ 投与施設としての要件を満たすこと（ただし、人員配置について、第1号イ(ア)で求める職員については、その要件を満たす範囲内で、当該要件で求める医師と兼ねさせることができるものとする。）。

ウ 投与期間中の対応を行うことができること。

(事業内容)

第11条 センターが行う事業内容は、次に定めるとおりとする。

(1) 専門的医療機能

ア 鑑別診断とそれに基づく初期対応

(ア) 初期診断

(イ) 鑑別診断

(ウ) 治療方針の選定

(エ) 入院先の紹介

(オ) かかりつけ医等との診療情報の共有

イ 認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応

(ア) 認知症の行動・心理症状及び身体合併症の初期診断、治療（急性期入院医療を含む。）

(イ) 認知症の行動・心理症状及び身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報の把握

ウ 専門医療相談

(ア) 初診前医療相談

a 患者家族等の電話・面談等

b 医療機関等の紹介

(イ) 情報収集・提供

a かかりつけ医等の医療機関との連絡調整

b 区保健福祉課等との連絡調整

c 地域包括支援センターとの連絡調整

d 認知症初期集中支援チームとの連絡調整

エ 最新医療の適切な提供等

(ア) 認知症疾患修飾薬の適正使用

(イ) 認知症疾患修飾薬の非該当者も含めた初診前医療相談と診療後相談支援の実施

(ウ) 市民、医療機関等への認知症疾患修飾薬を含めた最新医療に係る専門相談の実施

(エ) 認知症疾患修飾薬を扱う医療機関同士の連携

(2) 地域連携拠点機能

ア 認知症疾患医療センター地域連携会議の設置及び運営

札幌市医師会等の保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症初期集中支援チームや地域包括支援センター等の介護関係者及び認知症医療に関する有識者等から組織された地域の支援体制構築に資するための会議体の設置及び運営

イ 研修会の開催

地域の認知症医療従事者、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症の人の家族や地域住民等を対象とする研修の開催、他の主体の実施する認知症医療に関する研修への協力等

(3) 診断後等支援機能

認知症の人や家族が、診断後であっても、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるとともに円滑な日常生活を過ごせるよう、かかりつけ医等の医療機関のほか、介護支援専門員等地域の介護に関する関係機関、地域包括支援センター等との連携の推進を図るため、地域の実情や必要性に応じて実施する次の取組のいずれか又は両方

ア 診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援

かかりつけ医等の医療機関や地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携し、地域の実情や必要性に応じて、診断後や症状増悪時において、認知症の人や家族における今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員を認知症疾患医療センターに配置し、必要な相談支援を実施

イ 当事者等によるピア活動や交流会の開催

認知症と診断された認知症の人やその家族による、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動の実施

(4) 事業の着実な実施に向けた取組の推進

本事業の推進に当たり、本市が実施する次の取組への支援

ア 事業の取組状況についての情報共有等、事業の着実な実施に向けた取組に関する検討及び地域連携体制の推進を目的に設置する「認知症疾患医療連携協議会」への参加・協力

イ センターの取組に関する評価への協力（情報収集、分析、課題の抽出とその解決に向けた取組等の検討）

ウ 本事業に携わる職員を対象とした研修等への参加・協力

(実績報告)

第12条 センターは、事業完了後、事業実施年度の活動実績について、当該年度の3月31日までに（指定の取消しを受けた時は、当該取消しの通知を受理した日から起

算して1か月以内の日と当該年度の3月31日のいずれか早い日までに)、「札幌市認知症疾患医療センター運営事業実績報告書」(様式10)により、市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項に定めるほか、必要と認めるときはセンターに対して業務の処理状況及びその結果について調査し、又は報告を求めることができる。

(事業評価)

第13条 本市は、指定したセンターに対し、前条の規定により報告された実績等に基づき、事業の実施状況について事業評価を行うものとする。

(市の補助)

第14条 この要綱に基づき、市長が指定したセンターの運営に必要な経費については、毎年度本市の予算の範囲内で補助を行うものとする。

- 2 前項の補助に必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、地域包括ケア推進担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。